

II 実践編

19 地域防災拠点

(1) 説明のポイント

【地域防災拠点】

○ 地域防災拠点は、横浜市内で一か所でも震度5強以上の地震が発生した場合に開設する場所で、私立の小中学校が指定されている。

○ 横浜市内の地域防災拠点は459か所

【地域防災拠点運営委員会】

地域防災拠点には、地域住民の方を中心に構成している「地域防災拠点運営委員会」があり、普段は避難所開設時の訓練やマニュアルの作成などを行っている。



II 実践編

(2) 説明要領

※ 参考例文になりますので、適宜、修正してください。

説明例文

みなさんこんにちは。〇〇消防署の〇〇と申します。これから地域防災拠点について、説明していきます。

地域防災拠点は、横浜市内で1か所でも震度5強以上の地震が発生した場合に、避難所として開設する場所で、市立の小中学校が指定されています。

ここで、みなさんに質問があります。現在、横浜市内では何か所の地域防災拠点があるでしょうか。(Thinking time Start!(元気よく))

正解は、459か所です。

地域防災拠点には、地域住民の方を中心に構成している「地域防災拠点運営委員会」があり、普段は避難所開設時の訓練やマニュアルの作成などを行っています。また、災害時には避難所の開設や区割り、物資の配分などを、避難者と協力して行います。大きな災害が発生すると、電気やガス、水などのライフラインが停止したり、お店に食べ物などが届かず手に入りにくくなったりします。そのため、地域防災拠点には、水や食料のほか、おむつや生理用品などの生活用品も備蓄しています。

では、地域防災拠点には、一人当たり何食の食料を備蓄していると思いますか。(Thinking time Start!(元気よく!!))

正解は・・・2食です。そうです、実は地域防災拠点には、2食分しか備蓄されていないんです。ですので、みなさんは、それぞれのご家庭で、しっかり食べ物や飲み物を備蓄しておく必要があります。

では、続いて問題です。地域防災拠点が避難所として開設して、みなさんが避難所に避難しました。さて、一人当たりの生活スペースはどれくらいの広さでしょうか。

① 畳、2畳分

② 畳、1畳分

③ ワンルームくらい Thinking time Start!(元気よく!!)

正解は、②の「畳、1畳分」でした!避難所には、自宅で生活が出来なくなってしまう、多くの方が避難してきます。そのため、一人当たりには与えられるスペースはとても狭いです。避難所は、地震などで自宅が被害を受け、生活が出来なくなった方が避難してくる場所です。もし、みなさんのご自宅が地震後も生活ができるようなら、ご自宅で被災後の生活を送る、いわゆる在宅避難をお願いします。

最後に、地域防災拠点運営委員会は、共助の考え方を基に、地域住民の方々を中心となっていていただいています。是非、みなさんも地域防災拠点運営委員会に入っていただき、いつか来る大災害と一緒に乗り切りましょう。

以上、地域防災拠点の説明でした。ありがとうございました。

Ⅱ 実践編

(3) 知識

ア 概要

横浜市では、身近な市立の小・中学校等を指定避難所に指定し、地域防災拠点として防災備蓄庫の設置、防災資機材・食料等の備蓄を進め、また、被害情報等の情報受伝達手段として、各拠点にデジタル移動無線を配備しています。令和5年4月時点の地域防災拠点数は、459か所となっています。

- ・ 根拠法令等
災害対策基本法、地域防災計画
- ・ 地域防災拠点数
令和5年4月時点で、459ヶ所
- ・ 地域防災拠点運営委員会

イ 地域防災拠点運営委員会とは

地域防災拠点における、安全かつ秩序ある避難生活の維持や資機材を活用した救助・救出等を行うため、地域・学校・区役所で構成された委員会です。

(ア) 平常時の活動

- ・ 避難所運営マニュアルの作成
- ・ 防災資機材等の取扱講習及び防災研修会の開催
- ・ 防災訓練の実施及び地域防災リーダーの養成 など

(イ) 災害時の活動

- ・ 鍵の解除、建物の安全確認
- ・ 避難所開設、避難者区割・誘導
- ・ 負傷者の応急手当、高齢者、障がい者等要援護者の援護
- ・ 家族の安否確認、防災資機材等を活用した救助
- ・ 仮設トイレの設置や食料、救援物資等の配布 など



II 実践編

ウ 地域防災拠点の開設と運営

(ア) 地域防災拠点開設基準

市内一か所でも震度5強以上の地震が発生した場合に、原則、全ての地域防災拠点が指定避難所として開設します。

また、風水害が想定される場合には、区本部の判断により地域防災拠点が指定緊急避難場所として開設する場合があります（必ず開設するものではありません）。開設は基本的には行政が行います。なお、風水害時は、必ず地域防災拠点が避難場所として開設するのではなく、区本部の判断により、近隣の公共施設などが開設します。

(イ) 地域防災拠点の運営

地震により開設する指定避難所は、地域防災拠点運営委員会が中心となりますが、地位住民による助け合いによって行うことを基本として、避難して来た住民全員で協力して運営することになります。風水害時における指定緊急避難場所の開設・運営は基本的には行政が行いますが、運営については、避難者の協力を得て行うこととなります。

オ 地域防災拠点の開設・運営マニュアル

地震発生から72時間までの間を目安に、運営委員の方々と避難者の方々が一体となって、地域防災拠点を開設・運営していくための手順を、『「地域防災拠点」開設・運営マニュアル』として、下記URLにより公開しています。

リンク先：[「地域防災拠点」開設・運営マニュアル](#)

カ 災害対策用備蓄

全ての地域防災拠点には、水や食料（1人2食分）、生活用品、生活用及び救助用資機材等が備蓄してあります。

【主な備蓄品】

水缶、クラッカー、保存パン、乳児用粉ミルク、乳児用おむつ、高齢者用おむつ、生理用品、トイレパック、炊き出し用資機材、発電機、投光器、ボール、つるはし、かけや、など

II 実践編

キ 教材等

教材等	内容	備考
防災よこはま (横浜市ホームページ)	横浜市は、大地震や台風、土砂災害などの様々な危険にさらされています。 本冊子では、こうした様々な災害に対する市民の皆様による自助、共助の取組の参考にしていただくために作成したものです。	参考リンク: 防災よこはま 上記のサイトからデータダウンロードできます。
よこはま防災e-パーク (外部サイト)	火災、地震、風水害など、いざという時の備えを動画やミニテスト等の充実したデジタル教材で学ぶことができます。	参考リンク:よこはま防災e-パーク 3分シリーズ>地震>地域防災拠点
「地域防災拠点」開設・運営マニュアル (横浜市ホームページ)	このマニュアルは、地震発生から72時間までの間を目安に、運営委員の方々と避難者の方々が一体となって、地域防災拠点を開設・運営していくための手順をまとめたものです。	参考リンク: 「地域防災拠点」開設・運営マニュアル
地域防災拠点 (横浜市ホームページ)	地域防災拠点について記載しています。	参考リンク: 地域防災拠点

II 実践編

(4) 予想質問

問1 避難所は何人くらいを受け入れる想定か。

全ての避難所で、一律1,000人を想定しています。

問2 避難所には、事前に決められた地域の人しか避難できないのか。

避難所には周辺の方以外でも、誰でも避難できます。

問3 地域防災拠点ができた経緯は？

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災での教訓を基に、同年から震災時の避難場所として市立の小中学校を指定し、防災備蓄庫の整備や食料、資機材などの備蓄を行い、地域防災拠点として整備してきました。

問4 台風などの大雨の場合も、地域防災拠点が避難所として開設するのか？

大雨により避難指示が発令された場合でも、地域防災拠点が必ず開設するわけではありません。避難指示が出されている地域や対象の世帯数などに応じて、区本部で開設場所を判断します。そのような場合には、行政から発信する情報を必ずチェックしてください。